

令和 5 (2023) 年度の職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

みよし市職員倫理条例（平成 1 5 年三好町条例第 1 号）第 8 条の規定に基づき、令和 5 年度の職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、次のとおり公表する。

1 贈与等報告書による報告の状況

事業者等から贈与等を受けた報告又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けた報告実績は、ありませんでした。

2 飲食届出書による届出の状況

利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が 1 万円を超えるときの届出実績は、ありませんでした。

3 講演等を行う場合の承認の状況

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をしようとする場合の承認実績は、ありませんでした。